

事 務 連 絡
平成29年8月31日

捕獲従事者各位

霧島市林務水産課長

有害鳥獣捕獲の連絡について

皆様におかれましては、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、有害鳥獣捕捉業務につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市の有害鳥獣捕獲業務につきましては、先に新たな事務取扱要領を定め、6月19日から本要領に基づく捕獲報告をお願いしているところですが、これまでも説明会等でお願いましたとおり、捕獲指示に基づき有害鳥獣を捕獲した場合は、捕獲現場から市役所の管轄する本・支所に御連絡いただくこととなっております。

しかしながら要領の施行後においても、現場からではなく、帰宅後に自宅から、または数日経過後に報告されるものがあり、本来の目的である市職員による現場での確認ができないケースが多数発生しております。

つきましては、今後は下記事項に御留意の上、報告していただきますようお願いいたします。

記

【有害鳥獣捕獲報告に係る留意事項】

1. 有害鳥獣を捕獲した場合は捕獲現場から管轄する市の本・支所に電話で連絡する。
※報告内容：①捕獲目、②捕獲者氏名・電話番号、③捕獲内容（鳥獣種、捕獲数、捕獲方法、捕獲場所）
2. 可能な限り、止めさしを行う前に市に電話報告の上、止めさしや解体等については、市職員の電話指示に従う。

連絡先

国分班		
隼人班	本庁林務水産課	電話 64-0938
溝辺班	溝辺総合支所産業建設課	電話 59-2935
横川班	横川総合支所産業建設課	電話 72-0589
牧園班	牧園総合支所産業建設課	電話 76-2710
霧島班	霧島総合支所産業建設課	電話 57-1182
福山班	福山総合支所産業建設課	電話 56-2122